# 日米における建築物に関わる 省エネ政策の効果と展望

上智大学経済学部 准教授 有村俊秀 2009/2/10 JFMAフォーラム

# 1.日本における建物の省エネ促進省エネ法の指定事業所:「エネルギー管理」

- 熱管理士や電気管理士を規模に応じた人数の配置を義 務付け
- エネルギー(熱及び電気)の利用に関する定期報告書提出の義務付け
- 原単位あたり1%削減の目標
- 「京都議定書目標達成計画(2005)」で,温暖化対策として位置付け。民生部門において300万トン削減。
- 改定省エネ法では、820-980万トン削減(2008)

# 「省エネ法」によるエネルギー管理(続き)

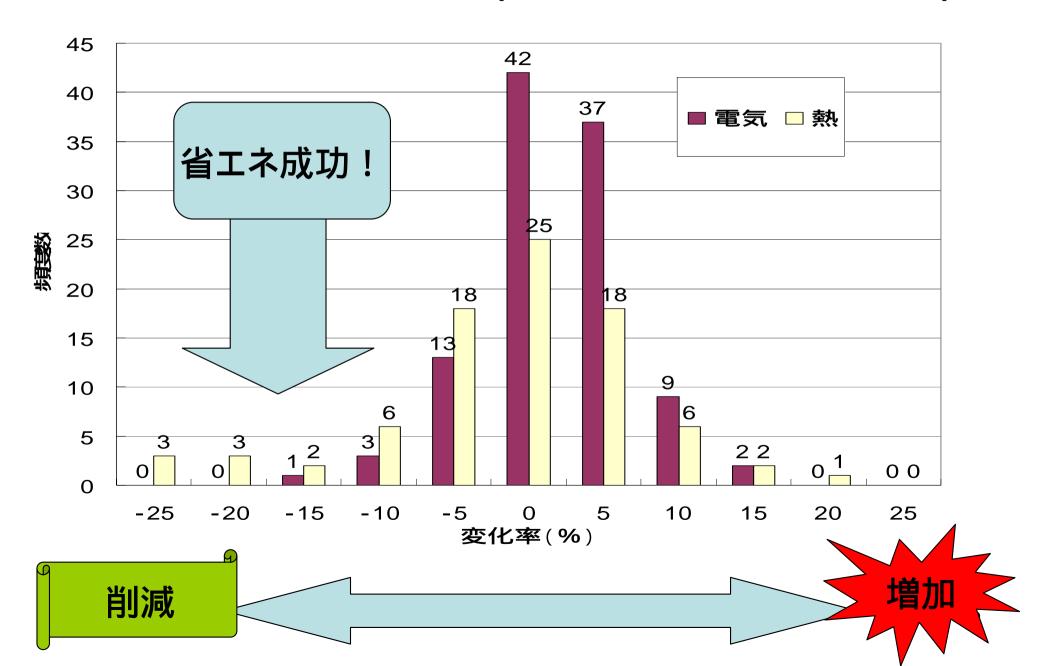
格上げによる 省エネ効果?

- 指定の種類(原油換算(kl))
  - 1,500kl/年度 第2種熱管理指定工場
  - 3,000kl/年度以上 第1種熱管理指定工場
- 義務
  - 第1種指定工場では,中長期計画の作成・提出
- 罰則:省エネの実現に問題がある場合
  - 第2種では勧告を受ける
  - 第1種では,合理化計画の作成・実施が課される.

# 旅館·ホテル業での 省エネ法·エネルギー管理の効果

経済産業省での研究会の分析結果報告

# 原単位2年前比:(平成14年~16年)



# 削減効果(2年間)

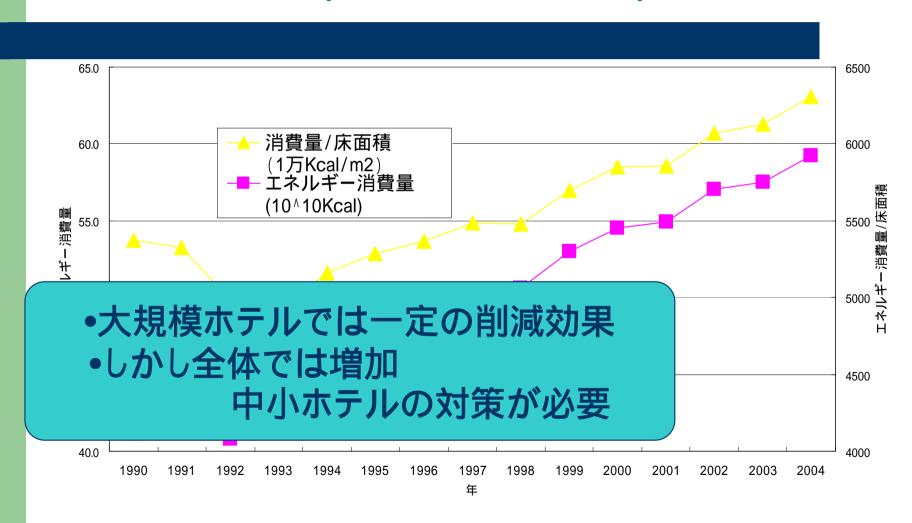
年率1%削減 の目標達成

• エネルギー管理全体の効果

	熱	電気
消費量削減量	3.2%	1%
(CO2削減量)	(2万2650t)	(7436t)

- 第1種∀S第2種
  - 第1種で削減効果が高いことを確認

# 総量·床面積当りエネルギー消費量の推移 (旅館·ホテル業)



# 建築省工ネ基準

- 1. 「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断基準」
- 2. 「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施行の指針」

省エネ法の下にある基準。地域区分に基づき、部位別の熱還流率、単位床面積あたりのエネルギー消費係数等の適合条件・工法が規定(藤本,2008)

# 省エネ基準

#### 住宅

- 昭和55年に初めて制定
- 平成4年に改正
- 平成11年に改正(次世代 省エネルギー基準)

#### 建築物

- 昭和55年に初めて制定
- 平成5年に改正
- 平成11年に改正(次世代 省エネルギー基準)

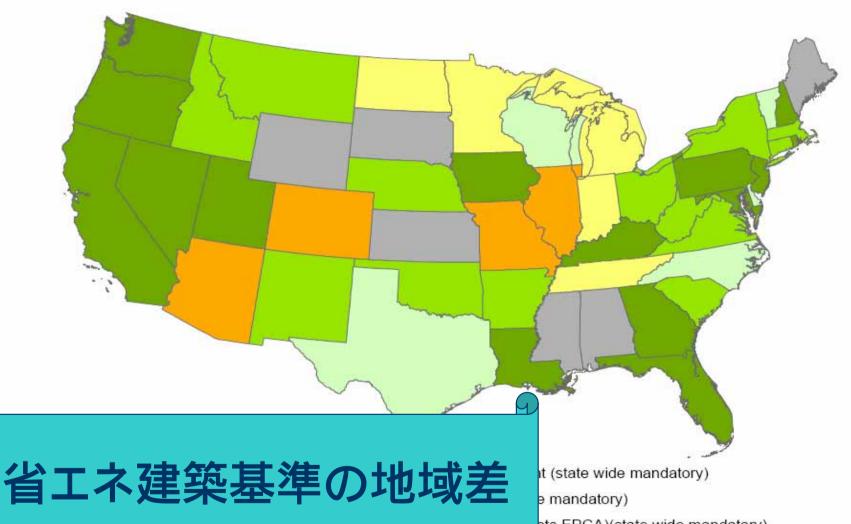
遵守問題:その効果は?

# 米国の建築物に関する省エネ基準

# 米国の省エネ建築基準

- MEC1995: 各州が定める省エネ基準のモデル
- IECC2006:エネルギー省主導による省エネ基準
  - 住宅の総エネルギー、部位別の熱還流率、外皮の平均熱還流率の適合条件を規定。照明も。
- 基準の制定、運用は各州政府に委ねられている。 (藤本,2008)

#### Stringency of Residential Building Codes - 2007



ets EPCA)(state wide mandatory)

proximate stringency of the state code precedes 1998 IECC or equivalent (does not meet EPCA)(state wide mandatory)

Significant adoptions in jurisdictions (not mandatory state wide)

No statewide mandatory code and no significant adoptions in jurisdictions

# US vs CA: 一人当たり電力消費量 (CA Climate Change Portal)

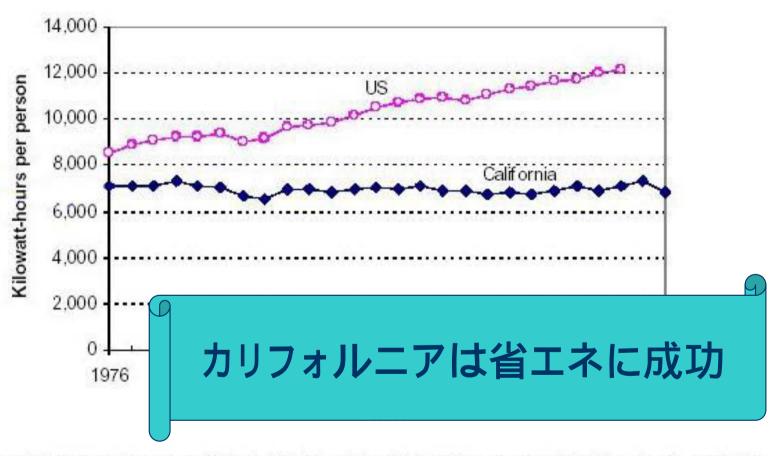
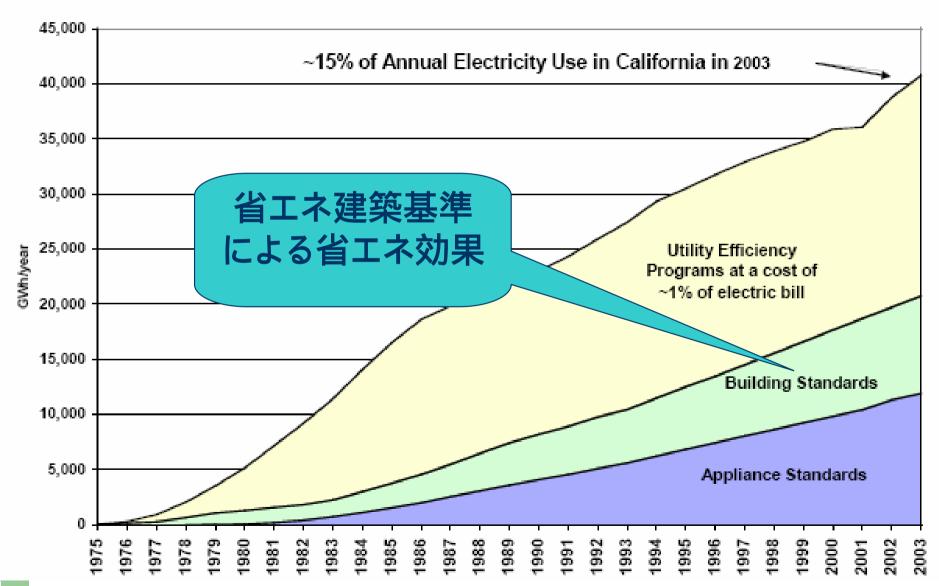


Figure ES-3: California and United States Electricity Use per Capita Trends since 1976

### 省エネ建築基準の省エネ効果 (カリフォルニア)



Source: California Energy Commission, 2003; Arthur Rosenfeld, 200 生智大学·有村@JFMA FORUM

## オバマ大統領の グリーン・ニュー・ディール政策

- 2750億ドル(約25兆円)の減税と5500億ドル (約50兆円)の政府支出(1月15日下院案)
  - クリーン再生可能なエネルギー、省エネ関連で、総額 519億ドルの予算
  - ビルディングの省エネ促進も169億ドル

## 米国グリーン・ニューディール政策の ビル・住宅関連施策

- 連邦政府ビルでの省エネ促進(67億ドル)
- 公的施設での省エネ促進の助成金と融資資金 (15億ドル)
- 省エネのための住宅改修・耐寒構造化(87億ドル)

# 参考文献

- 有村俊秀·岩田和之(2006)「地球温暖化対策としてのエネルギー 管理の効果分析:省エネ法の実証分析と米国エネルギースターと の比較研究」『会計学研究』21号 65~84項
- 有村俊秀·岩田和之(2008)「温暖化対策としての『省エネルギー法によるエネルギー管理の徹底』の評価:旅館·ホテル業を対象として」『環境経済·政策研究』1号 79~89項
- 藤本 博也(2008)「住宅の省エネルギー化に貢献する高断熱技術」 『科学技術動向』No.93
- Arthur H. Rosenfeld (2007) Energy Efficiency for California, the US, the World No. 1 in the California "Loading Order"